

2010

3

MARCH

Vol.40

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 リヴァックス

特集

～廃棄物管理士の普及促進に向けて～

● 廃棄物管理士講習会の展望 ●

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります...

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用! ※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集●～廃棄物管理士の普及促進に向けて～	
廃棄物管理士講習会の展望	2
廃棄物管理士講習会	10
新規入会会員紹介	11
行政だより●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を 改正する法律案の概要	12
「e文書法」に基づく産業廃棄物処理委託契約書の 電子保存について	14
「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材 廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定 めた件」の一部改正案について	16
景気対応緊急保証制度の創設について	20
統計資料●産業廃棄物の排出・処理状況について(平成19年度実績)	22
OSK通信●	30
【クローズアップ①】なにわ産廃塾 質問と回答の内容(抜粋)	
【クローズアップ②】(社)全国産業廃棄物連合会青年部 CO ₂ マイナスプロジェクト「電動バイク」	
会員紹介●株式会社 リヴァックス	38

特集

廃棄物管理士講習会の展望

—— 平成22年2月現在の所感 ——

龍野 浩一

(社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局次長)

当協会が主催する「廃棄物管理士講習会」は、次年度で5年目に突入することとなる。他団体等からの受託事業として廃棄物関連の講習会を運営補助するという実績は多々有しこそすれ、当協会自らが企画のうえ恒常的に運営していくものとしては、本講習会が初である。それゆえ、その過程は試行錯誤の連続であったが、大阪府域における許可権者（産業廃棄物行政所管部署）及び関係団体等による一方ならぬご尽力もあり、当該域において、ようやく本講習会に対する認知を得つつあるようになってきた。これを踏まえ、以下では本講習会の現況を総括するとともに、今後における拡充策案の検討について所感を示すこととする。

■本講習会の概要

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という）を対象とした、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を内容とする恒常的な講習会としては、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」が広く認知されている。しかしながら当該講習会は、その名称が示すとおり、原則として特別管理産業廃棄物の排出事業者を対象としており、いわゆる「普通産業廃棄物」のみの排出事業者による受講を想定していない。改めて言及するまでもなく、産業廃棄物の処理責任は排出事業者全般に課されているのだから、後者も廃棄物処理法に関する基本事項について十分に理解してもらっておく必要がある。その際、後者にとっては、制約された時間のなかで自社の廃棄物管理に直接関係がない特別管理産業廃棄物固有の事項までを講義されるよりも、まずは普通産業廃棄物に関する事項のみを、その分だけきめ細かく講義される方が有用となろう。本講習会は、「廃棄物処理法の網からこぼれ落ちる排出事業者」に対し、効率よく廃棄物の適正処理等を普及していくために企画されたのである。

さて「不法投棄の主体」（図1・図2）に着目してみると、その量（割合）については減少傾向にあるものの、その件数（割合）については依然としてかなりの部分が排出事業者により占められている点を理解できる。これは、「少量排出事業者」すなわち中小零細の排出事業者による不法投棄が廃棄物問題の本質となりつつあることを示唆する。そして本講習会は、「廃棄物処理法の網からこぼれ落ちる排出事業者」のなかでも、とりわけ当該排出事業者の資質向上を趣旨としている。大手の排出事業者には廃棄物管理のための専門部署等を自社内に設置したり定期的な研修を実施したりするだけの意識ないし余裕もあるだろうが、当該排出事業者にそれを求めるのは酷である。当協会は、後者がより低負担で廃棄物処理法に関する基本事項を十分に理解できる機会を整備しようとしているのであり、そのような趣旨は本講習会の実施要領（図3）においても色濃く反映されている。

実行者	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
排出事業者	73,796 t 41.5%	32,289 t 15.6%	26,635 t 15.5%	47,810 t 36.4%	24,113 t 23.7%
無許可業者	49,089 t 27.6%	86,727 t 41.9%	82,833 t 48.1%	10,499 t 8.0%	22,804 t 22.4%
許可業者	25,467 t 14.3%	40,887 t 19.8%	29,017 t 16.9%	34,869 t 26.6%	31,114 t 30.6%
複 数	5,004 t 2.8%	5,620 t 2.7%	9,180 t 5.3%	26,109 t 19.9%	3,502 t 3.4%
不 明	24,623 t 13.8%	41,302 t 20.0%	24,514 t 14.2%	11,947 t 9.1%	20,186 t 19.8%
合 計	177,978 t 100.0%	206,824 t 100.0%	172,179 t 100.0%	131,233 t 100.0%	101,718 t 100.0%

図1：不法投棄実行者の内訳・投棄量（環境省資料から）

実行者	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
排出事業者	368件 41.2%	290件 43.2%	228件 40.9%	271件 48.9%	193件 50.5%
無許可業者	93件 10.4%	65件 9.7%	85件 15.2%	63件 11.4%	57件 14.9%
許可業者	54件 6.0%	42件 6.3%	52件 9.3%	58件 10.5%	21件 5.5%
複 数	28件 3.1%	13件 1.9%	7件 1.3%	14件 2.5%	11件 2.9%
不 明	350件 39.2%	262件 39.0%	186件 33.3%	148件 26.7%	100件 26.2%
合 計	894件 100.0%	672件 100.0%	558件 100.0%	554件 100.0%	382件 100.0%

図2：不法投棄実行者の内訳・投棄件数（環境省資料から）

【受講対象】 産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等（産業廃棄物排出企業の環境関係担当者、産業廃棄物処理企業の法務担当者・営業担当者、廃棄物処理法に関する基本事項を理解したいと考えているコンサルタント・団体職員・学生等）

【開催期日】 第1回：平成22年 6月10日（木曜日）
第2回：平成22年 9月10日（金曜日）
第3回：平成22年12月17日（金曜日）
第4回：平成23年 3月 4日（金曜日）

【開催場所】 大阪府私学教育文化会館 5階（講堂）
〒534-0026大阪市都島区網島町6-20（電話番号：06-6352-3751）

【定 員】 150名/回

【受講料】 9,000円（教材費・消費税込み）

【受講内容】（9時30分～15時50分・考査：16時10分～17時00分）

第1限：廃棄物総論（廃棄物処理の現状と法制）……………140分
第2限：廃棄物各論Ⅰ（処理業者の選定と委託契約）……………80分

第3限：廃棄物各論Ⅱ（産業廃棄物管理票と法定帳簿）…………… 80分
【照会先】 関西環境保全事業協同組合
 〒540-0012大阪市中央区谷町3-4-5中央谷町ビル4階（電話番号：06-6920-9292）

図3：実施要領（平成22年度予定）

■資格制度による効果

近年、他団体等による排出事業者向け講習会の企画動向（図4）が顕著であり、廃棄物処理業者向け講習会、そしてコンサルタント・新聞社・出版社等が主催する廃棄物関連の研修会・セミナーまで含めると、もはや、この分野は玉石混交の様相を呈している。そのような市場にあって本講習会が他と決定的に異なるのは、修了者に「廃棄物管理士」という当協会認定資格を付与する点にある。この廃棄物管理士には、修了証のほか、『廃棄物管理士認定証』（図5・右）が交付され、日常業務において当該認定証を携帯のうえ適宜提示するよう促している。排出事業者の資質向上には、たんに廃棄物処理法に関する基本事項についての十分な理解だけでなく、それにより、「自らが廃棄物管理に関する一定水準の知識を有した者である」という、ある種のプライドのようなものを、日常業務において強く意識してもらうことが重要と考える。そして、そのような自覚には資格制度の導入が極めて有効であろう。つまり修了者が自らを有資格者として戒めることで彼らの有した「知識」を「実践」へ結実させていく効果を意図しているわけである。「ひとりでも多くの廃棄物管理士を輩出することにより、実効性のある廃棄物の適正処理等を個々人レベルから推進していく」という、このようなコンセプトは、本講習会にとって不可欠な要素であり、それゆえ、その運営は「講習会事業」として位置づけられるのと同時に「資格付与事業」としても位置づけられる。「特例民法法人から公益社団法人への移行」という当協会の意思決定に鑑みれば、それは疑いの余地なく「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定による「公益目的事業」に区分されるものであろう。

なお資格付与を伴う廃棄物関連の講習会として実績があるものに、財団法人日本環境衛生センターが主催する「廃棄物処理施設技術管理者講習会」（修了者に「技術管理士」という資格を付与する講習会）を挙げられるが、当該講習会は廃棄物処理施設における技術上の基準を中心に講義されるものであり、いわゆる「排出事業者責任」に基づく産業廃棄物処理委託基準を中心に講義される本講習会とは抜本的に趣旨が異なる。その他、特定非営利活動法人廃棄物教育センターが廃棄物処理業従事者に付与する「廃棄物処理士」という資格も存在するようである。



主催	名称	受講日数	受講料	受講内容	備考
財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	1日	12,000円	行政概論 特別管理産業廃棄物の処理と管理	修了試験あり
財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	1日	12,000円	感染に関する基礎知識 関係法規 廃棄物の処理と管理	修了試験あり
財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 社団法人全国産業廃棄物連合会	産業廃棄物処理実務者研修会	1日	7,000円	産業廃棄物処理の基礎 産業廃棄物の委託処理と委託契約 産業廃棄物管理票・帳簿 質疑応答	—
財団法人 日本環境衛生センター	産業廃棄物処理委託契約実務講習会	0.5日	8,400円	産業廃棄物処理の基礎知識 委託契約実務 帳簿作成・マニフェスト実務	eラーニングコースあり
財団法人 日本環境衛生センター	産業廃棄物処理・リサイクル管理講習会	1日	19,950円	廃棄物リサイクル問題と法律 遵法事項と実務管理のポイント 管理体制の構築	—
財団法人 日本環境衛生センター	産業廃棄物業務担当者研修会	2日	33,600円	持続可能な廃棄物・リサイクル対策 廃棄物の定義とコンプライアンス 管理体制の構築と優良処理業者の選定 計画、報告、公表制度と活用策 処理・リサイクル技術の現状と展望	—

図4：他団体等が主催する排出事業者向け講習会（例）



図5：『廃棄物管理の実務』（第3刷・2009年）及び『廃棄物管理士認定証』（サンプル）

（産業廃棄物管理責任者の設置等）

条例第15条 建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者であって、産業廃棄物が生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

2. 産業廃棄物管理責任者の資格要件及び業務は、規則で定める。
3. （省略）

（産業廃棄物管理責任者の設置等）

規則第02条 条例第15条第2項の規定により定める産業廃棄物管理責任者の資格要件は、次のとおりとする。

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第12条の2第6項に規定する事業者における産業廃棄物管理責任者にあつては、同項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格
 - （2）廃棄物処理法第21条第1項に規定する事業者における産業廃棄物管理責任者にあつては、同項の技術管理者の資格
 - （3）前2号に掲げる事業者以外の事業者にあつては、産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関し市長が必要と認める知識及び経験を有すること。
2. （省略）

図6：堺市循環型社会形成推進条例及び同施行規則（抄）

■堺市循環型社会形成推進条例との関連

堺市では平成16年1月に「循環型社会形成推進条例」（以下「循環条例」という）を施行しており、そのなかで「産業廃棄物管理責任者制度」（図6）が創設されている。当該制度によると、堺市内において産業廃棄物を排出する建設業者、製造業者、電気・ガス・熱供給業者、水道業者は、その数量に関係なく、排出源ごとに「産業廃棄物管理責任者」を設置しなければならないこととなっている。これと同様の制度が大阪府等においても条例化されてはいるのだが、残念なことにそれらは努力義務規定にとどまっており、堺市はそこからさらに一歩踏み出した義務規定としているのである。この産業廃棄物管理責任者として従事するためには、次のいずれかの要件を充足する必要がある。

- ①特別管理産業廃棄物管理責任者の要件
- ②廃棄物処理施設技術管理者の要件
- ③産業廃棄物の発生抑制及び適正処理に関し堺市長が必要と認める知識等を有すること

なお、上記③中の「堺市長が必要と認める知識等を有すること」とされる判断基準として、「産業廃棄物の処理に関する実務に2年以上の経験を有する者」並びに「廃棄物関係法令の講習（講習時間が3時間以上で産業廃棄物処理委託契約及び管理票に関する内容を含むものに限る）を受講した者」が示されており、本講習会の修了者は後者のひとつとして位置づけられている。それゆえ本講習会は、あくまで任意の排出事業者の資質向上を趣旨としながらも、他方で循環条例（産業廃棄物管理責任者制度）と密接に関連するというユニークな側面を有したものになっている。

■中立性・透明性への配慮

当協会すなわち「産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という）の団体」が主催する本講習会を、「産業廃棄物処理業界側の論理を排出事業者に押しつけるための機会」と誤解する者は決して少なくないであろう。それゆえ「本講習会が、排出事業者にとっても、処理業者にとっても、客観的に中立性を有し

たものと判断されること」については、相応の配慮を払った。循環条例と密接に関連づけ、所管元（堺市）による後援を得た点も然りだが、たとえば講師及び主教材（『廃棄物管理の実務』、図5・左）の編集委員等をすべて外部（特定非営利活動法人大阪府環境協会、以下「環境協会」という）から招聘し、当協会職員は事務局業務のみに徹することとした点もそのひとつである。この環境協会は産業廃棄物行政の第一線で活躍した元大阪府職員によって組織されている団体であり、その役職員による講義は、たんなる法令の解説にとどまらず、かつて排出事業者及び処理業者等を指導していた立場を踏まえ、当該法令を運用するレベルで展開される。施行規則まで読み込めたとしても、「かろうじて理解できた内容」を実務に反映できないことが多い廃棄物処理法の講習としては、極めて説得力の高いものになっているわけである。

もうひとつ、廃棄物管理士として認定する過程をより透明性の高いものにするため、次年度から当協会内部に「廃棄物管理士審査会」を設置することが決定している。この廃棄物管理士審査会は、当協会が排出事業者、処理業者、環境協会等関係団体、学識からそれぞれ招聘した人材によって組織され、今後における本講習会の指針すなわち「あるべき廃棄物管理士像」について検討し、受講者における廃棄物管理士としての適性を審査するための準独立機関となる予定である。

■受講者数の推移及びその傾向

パイロット事業として実施された平成18年度を除いて500～600名／年度の受講者数で推移しており、おおむね事業計画どおりの運営状況である（図7、平成21年度については全回分が終了していないため推計値を採用している）。その内訳としては、中小零細を中心とした普通産業廃棄物の排出事業者のみならず、廃棄物処理法に関する基本事項を体系的に再確認することを目的とした大手の排出事業者及び特別管理産業廃棄物の排出事業者による受講をも確認できる（図8）。また企画当初の想定に反して処理業者による受講が顕著となっているが、観点を変えれば、産業廃棄物処理の委託者（排出事業者）が有すべき知識は、その受託者（処理業者）が有すべき知識でもあるわけだから、そのような傾向は極めて妥当といえる。

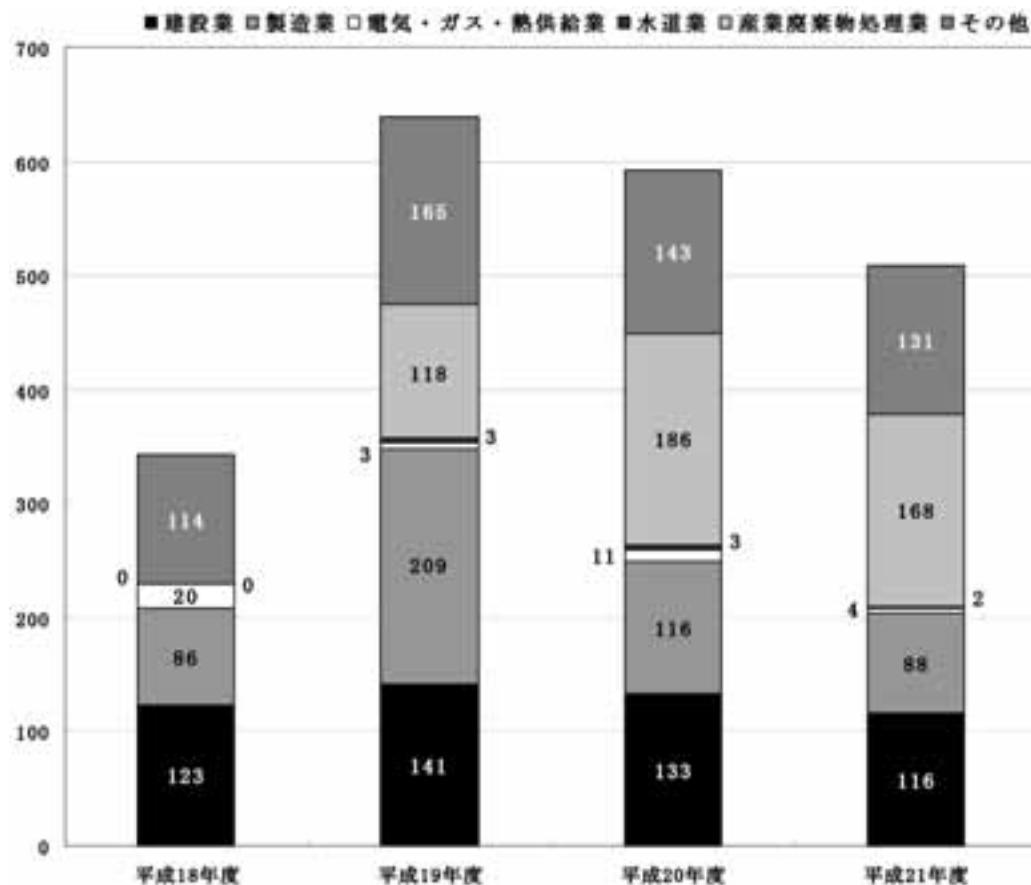


図7：年度別・業種別受講者数の推移（単位：人）

清水建設、住友林業（他）、神戸市水道局、都市再生機構、阪神高速技術、旭化成エンジニアリング、クボタ、ジェイアール西日本テクノス、コクヨS&T（他）、ダスキン（他）、ドコモ・エンジニアリング関西、大塚製薬、第一三共プロファーマ、花王（他）、麒麟ビール、コカ・コーラウエストホールディングス、日本たばこ産業、日本ハム、京セラミタ、積水化学工業、東レ（他）、豊田自動織機、富士フィルムイメージング、島津製作所、シャープ（他）、東芝特機電子、パナソニック（他）、ブラザー工業、三菱自動車工業、近鉄百貨店、コープこうべ、南海電鉄、JALUX、住友商事、帝人エコ・サイエンス、日立電子サービス（他）、宇部興産（他）、神戸製鋼所、ニチアス、日本ノボパン工業、三菱マテリアル（他）、大阪ガス（他）、関西電力（他）、関西環境管理技術センター、日本品質保証機構、朝日放送、大阪労災病院、京都薬科大学、岡山県環境保全事業団、日本環境安全事業、大阪府環境農林水産部、大阪市環境局

図8：受講者の帰属企業等（例）

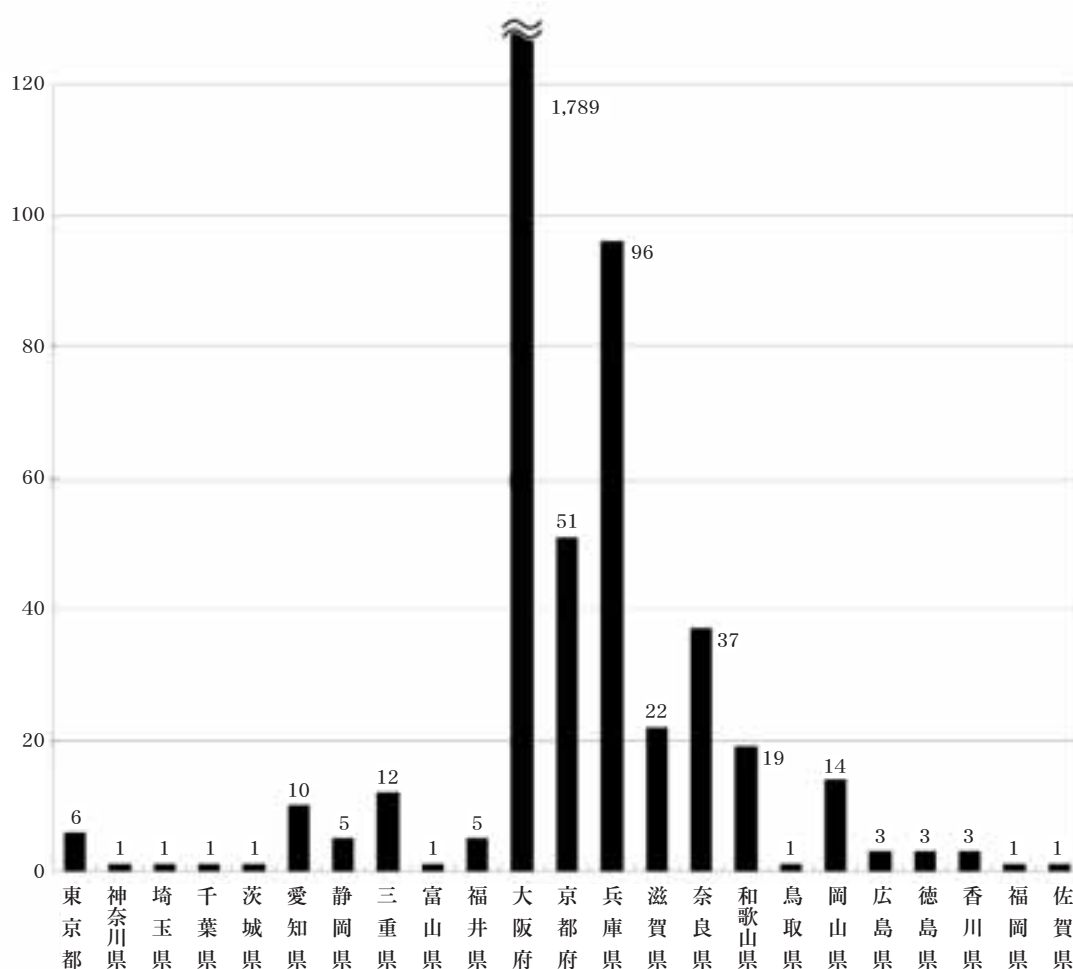


図9：帰属企業等における所在地別受講者数の累計（単位：人）

さらに留意すべき点として、受講者の帰属企業等における地理的分布を挙げられる。当然といえば当然のことなのだろうが、本講習会は、平成18年度から一貫して大阪府内に会場を設置してきたため、大阪府及びその周辺府県を所在地とする排出事業者等により多く受講されている。ところが近畿地域外を所在地とする排出事業者等による受講も、少ないながら確認できるのである（図9）。これは、排出事業者の資質向上を趣旨とする恒常的な講習会が十分に整備されていない地域の存在可能性を示唆するものであり、それゆえ本講習会に対する潜在的な需要を期待できるものでもある。今後におけるマーケティング戦略を策定していくうえで非常に興味深い点といえよう。

■展望 —上級廃棄物管理士の創設に向けて—

循環条例と密接に関連していることから廃棄物管理士は廃棄物管理に関する一定水準の知識を有することを認定基準としており、それゆえ、ひとりでも多くの「廃棄物処理法に関する平均的な実務家」を輩出する機会が本講習会である。換言すると、少数精鋭の「廃棄物処理法に関する専門家」を養成しようとするならば、それは別の機会に委ねられなければならない。もちろんこの分野における人材育成にとって前者のような「底上げ」が重要なことに否定の余地はないのだが、併せて重要と考えるのが後者のような「エリート育成」である。そこで当協会は、平成23年度を目処に「上級廃棄物管理士（仮称）」の創設を検討している。排出源の状況及び委託処理の内容等を踏まえ、廃棄物処理法を適確に運用し、これを実務に反映できるような人材を養成することがその趣旨である。認定方法・基準及び有効期限（更新規定）等、詳細は未定だが、立上げ当初は、資格付与率（合格率）が40%程度となるようにし、以降、社会的認知が得られていくにしたがって徐々に難度を上げていきたいと考えている。

この上級廃棄物管理士として認定されることは、すでに廃棄物管理に従事している者にとっては自らのキャリアアップ・スキルアップに繋がるであろうし、また新卒者等にとっては環境分野における就職活動に有用な手段となりうる。近年の大学（院）・専門学校等における「環境」関連の研究科、学部、課程、学科、専攻の新設動向を踏まえれば、現在の企業が求める人材のひとつとして上級廃棄物管理士のような労働力が脚光を浴びている点は自明だからである。それゆえ当協会としては、環境分野に力を入れている大学（院）・専門学校等との連携を積極的に模索していくべきと承知している。将来的には、連携先の大学（院）・専門学校等において「（上級）廃棄物管理士養成講座」なるものが開設され、当該講座及び本講習会が相互認証されることを視野に入れている。

■参考資料

- 環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成15～19年度）について」
- 財団法人日本環境衛生センター「廃棄物処理施設技術管理者講習・募集要項」
- 財団法人日本環境衛生センター「平成21年度産業廃棄物業務担当者研修会・受講申込書」
- 財団法人日本環境衛生センター「平成21年度産業廃棄物処理委託契約実務講習・受講申込書」
- 財団法人日本環境衛生センター「平成21年度産業廃棄物処理・リサイクル管理講習・受講申込書」
- 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
「平成21年度医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会・受講の手引き」
- 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
「平成21年度特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会・受講の手引き」
- 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会
「平成21年度産業廃棄物処理実務者研修会 - 基礎コース - ・受講申込書」
- 堺市「産業廃棄物管理責任者制度」関連サイト
(http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_kankei/spkousyu.html)
- 堺市「循環型社会形成推進条例」（平成15年12月22日条例第32号）
- 堺市「循環型社会形成推進条例施行規則」（平成16年3月30日規則第39号）
- 社団法人全国産業廃棄物連合会『INDUST・産廃処理企業の人材育成』（No.265、2009年）
- 特定非営利活動法人廃棄物教育センター・ホームページ(<http://wes.law.officelive.com/default.aspx>)

企業の排出事業者責任が問われています。
 リスク管理は万全ですか？



平成22年度 廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

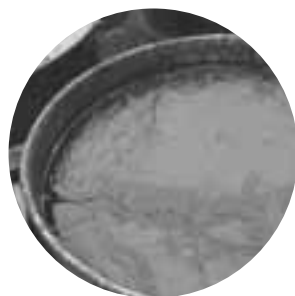
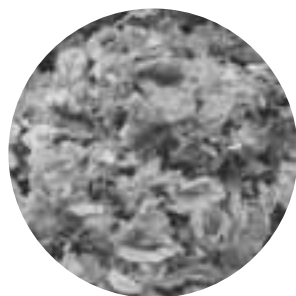
環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
 廃棄物処理法の解説をします！

開催期日		受講日数	定員
平成22年	6月10日(木曜日)	1日	150名
平成22年	9月10日(金曜日)	1日	150名
平成22年	12月17日(金曜日)	1日	150名
平成23年	3月4日(金曜日)	1日	150名

開催場所／大阪府私学教育文化会館 5階(講堂)
 大阪市都島区網島町6-20



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
 また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのもthingとしても、ご利用いただけます。



実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
 TEL: 06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
 TEL: 06-6920-9292

新規入会会員紹介

正会員

株式会社 田中浚渫工業

代表者	代表取締役 田中正人
住所	〒581-0042 大阪府八尾市南木の本5-49
電話番号	072-998-4131
FAX番号	072-998-4138
業務内容	収集運搬業

信和商事株式会社

代表者	代表取締役 中村郡吉
住所	〒614-8045 京都府八幡市八幡久保田1
電話番号	075-981-2657
FAX番号	075-981-7899
業務内容	収集運搬業（積保）

賛助会員

西迫行政書士事務所

代表者	代表者 西迫 一二三
住所	〒665-0841 兵庫県宝塚市御殿山2-31-50-203
電話番号	0797-86-6458
FAX番号	0797-86-6458
業務内容	行政書士業

行政だより

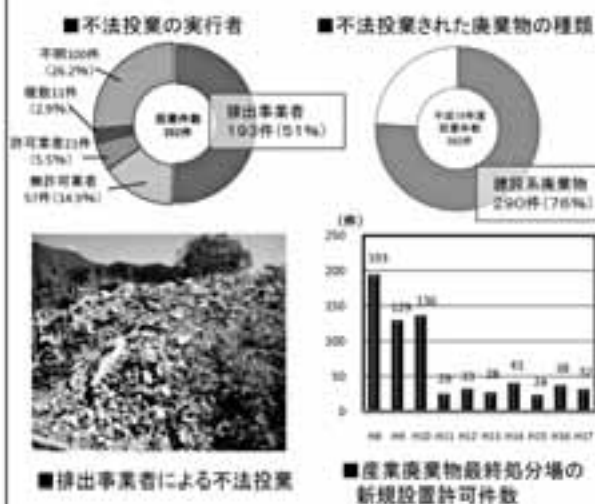
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法改正の必要性

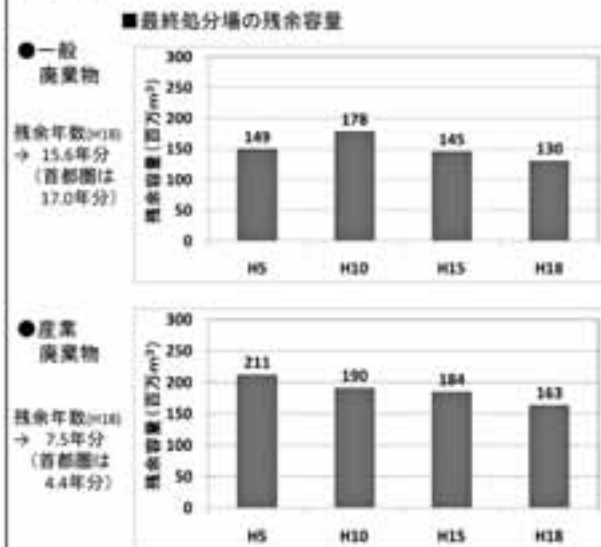
平成22年2月 環境省

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要



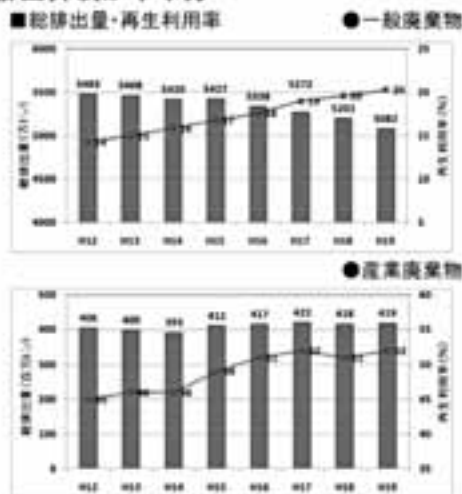
②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要



③優良な廃棄物処理業者の育成

II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分



②廃棄物の循環的利用の確保が必要

- 国外廃棄物の輸入事例
- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃棄物(バックライト、廃乾電池)を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
 - 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。



■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)
→ 破産倒産の野焼き(銅線回収)

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない



ADMINISTRATION INFORMATION

法案の概要

1. 産業廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の登録を受けられることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

行政だより

事務連絡

平成22年1月5日

各正会員 事務局長 様

社団法人全国産業廃棄物連合会

理事・事務局長 内藤 勝 司

廃棄物処理法に定める委託契約書等の 電子化について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近、都道府県協会会員事業者から当連合会に対し、委託契約書の電子化の可否についての問い合わせが数件寄せられました。

当連合会において環境省に問い合わせたところ、別紙のとおり廃棄物処理法に定められている委託契約書等については、電子化が認められていることが確認できました。

このことについては、既に平成17年4月から施行されているところですが、会員事業者に必ずしも周知されていないようですので、あらためて周知をお願い致します。

担当：総務部 古川

ADMINISTRATION INFORMATION

●委託契約書等の電子化について（概要）

法令によって民間事業者に保存が義務付けられている書面の電子化を認める「e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）」が、平成17年4月に施行されている。

e-文書法の施行に伴い、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が制定され、廃棄物処理法に定められている委託契約書等についても、従来の書面（紙）による作成・保存等に代えて、「電磁的保存・作成・交付」が可能となっている。

具体的には、パソコンの文書作成ソフトを使用した電磁的な委託契約書の作成等や、従来の書面（紙）による委託契約書をスキャナーでパソコンに読み込み電磁的に保管する方法が認められている。

また、電磁的に作成される委託契約書の要件について、廃棄物処理法では委託基準を遵守すること以外に特段の定めは無く、一般的に用いられているソフトにより作成した書面、帳簿等で差し支えないとされており、「電子署名及び認証業務に関する法律」による「電子署名」は義務付けられていない。勿論、民事上の契約の効力をより確実なものとするため「電子署名」を用いることも可能である。

電磁的作成・保存等が可能となっている廃棄物処理法上の書面（産業廃棄物処理業関係）は次のとおり。

- ・帳簿の作成、保存（法第14条第15項、法第14条の4第16項）
- ・収集運搬車両等に備え付けなければならない書面（許可証等）の保存（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）
- ・産業廃棄物の委託における委託契約書及び添付書類の作成、保存（令第6条の2第3号～第5号、令第6条の6第2号）
- ・産業廃棄物の再委託における書面による排出事業者の承諾書の保存、再受託者に引き渡す文書の交付（令第6条の12第3号、令第6条の15第2号）

以上

なお、電磁的に作成される委託契約書には、印紙税は課されないこととなっております。

行政だより

「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件」の一部改正案について

平成 22 年 2 月

農林水産省林野庁林政部木材利用課
経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条においては、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これを受けて、今般、同法第3条の規定に基づき「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件」（平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）について、所要の改正を行う予定です。

2. 改正の概要

<前文>

- 建設工事に係る資材の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理により目指すべき方向性として、「生活環境の保全と健全な経済発展の長期的な確保」に加えて「循環型社会の形成の推進」を位置付け。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

2 関係者の役割

- 建設資材の製造に携わる者の役割として、端材の発生抑制、材質や品質等の表示、分別解体等や再資源化等が困難となる素材の非使用等のこれまで進めてきた取組に加えて、「分別

ADMINISTRATION INFORMATION

解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる構造の建設資材の開発及び製造」にも取り組む必要がある旨を明記。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

- 特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、「有害物質を含む建設資材について、関係法令に基づいて適正に調査及び除去がされる必要がある」旨を明記。
- 建設資材廃棄物全体の再資源化等率の向上を図るためには、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する取組をより一層徹底することに加えて、「特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等についても、再資源化の可能性を踏まえつつ、取組を進めていく必要がある」旨を明記。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- 建設資材廃棄物の排出の抑制の促進のための方策として、「排出の抑制の取組やその効果等に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を積極的に図る」、「再使用の取組に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を図る」旨を明記。

2 関係者の役割

- 全ての関係者の役割として、「建設資材廃棄物の排出の抑制に際しては、建築物等のライフサイクル（計画から始まり、設計・施工・運用・改修などを経て、解体・再資源化・廃棄に至るまで）を考慮する必要がある」旨を明記。また、具体的に実施すべき取組の一つとして「既存のストックの活用等の維持管理・修繕段階における取組」を位置付け。
- 国の役割として、「排出の抑制に関する情報の蓄積や周知に努めること」、建設工事の発注者となる場合に加えて「自ら建築物等の所有者となる場合にも建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組む」旨を明記。

行政だより

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

- 平成27年度における再資源化等率の目標を次のとおり変更。
 - ・ コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。）98%以上
 - ・ 建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。）95%以上
 - ・ アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。）98%以上

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

- コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化等に当たっては、今後、建設投資の減少に伴って再資源化製品の受入量が減少した場合にも、再資源化が後退することのないよう引き続き取り組む必要がある旨を明記。
- 建設発生木材について、原材料として利用することが困難である場合には「木質バイオマス発電施設等における固形燃料や、燃料チップ、エタノール等の液体燃料」として利用する必要がある旨を明記。
- 石膏ボードについて、再資源化を更に促進するため、「解体工事等の現場にて分別の徹底を行う」、「実態調査の実施、再資源化に関する技術開発、再資源化ルートの拡大、再資源化製品の需要の喚起を図ること等により、再資源化を促進する」、「石膏ボード原料に占める廃石膏ボードの割合をさらに向上させる技術開発に取り組む」必要がある旨を明記。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

- 「建設業以外の産業に由来するものも含めて再生資材の利用の推進に努めていくことが重要であり、資材の有効な利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、取組の一層の推進を図る必要がある」旨を明記。

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

- 分別解体等に要する必要の適正な負担がなされるよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、「元請業者と下請業者の間で適切に契約が締結される必要がある」

ADMINISTRATION INFORMATION

旨を明記。

2 各種情報の提供等に関する事項

- 「建設資材に関する情報や建設資材廃棄物の発生から再資源化にかけての一連の流れについて関係者が把握できるよう情報システムの整備を行うことが必要である」旨を明記。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に従い、建築物等の解体工事を請け負おうとする者は、当該建築物等における第一種特定製品に該当する業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の設置の有無を確認し書面を交付して発注者に説明する必要がある、発注者は自ら又は他の者に委託してこれらの機器に冷媒として充てんされているフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すことによりフロン類の大気への排出を未然に防止する必要がある」旨を明記。

4 環境への負荷の評価についての考え方

- 建設リサイクルの推進に当たっては、地球温暖化の防止の観点から、温室効果ガスの削減効果等について調査研究を進める必要がある旨を明記。

<その他>

- 文言の整理等、所要の改正を実施。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成22年3月下旬

施 行：公布の日

(以上)

行政だより

中小企業の皆さんへ



資金繰りを応援する
景気対応緊急保証 が、

2月15日からスタート!

各地の相談窓口へ、ご質問・ご相談ください。

What's New!

医療・介護業、小売・卸売業、
製造業、建設業、各種サービス業・・・。
原則として全業種（※）が対象に！

（※）農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます。



ADMINISTRATION INFORMATION

どのような内容？

- ・22年3月末で期限を迎える「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わり、引き続き22年4月以降もご利用できます。
- ・例外業種を除き、原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・市区町村による対象中小企業の認定方法が改善されます。
 - 2年前と比較して売上等が減少している中小企業も対象となります。
 - 対象業種の指定方法を変更し、市区町村の認定を簡便化します。

【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業 : 指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業。
- 保証限度額 : 無担保8,000万円、担保付2億円
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証割合 : 保証協会100%
- 保証期間 : 10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率 : 0.8%以下

どこに、問い合わせするの？

まずは、お近くの金融機関、お近くの信用保証協会、経済産業局等へお尋ねください。

※保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

☆返済猶予など貸付条件の変更についても、ご相談ください。

◆信用保証協会連絡先一覧 <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

◆経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

◆中小企業庁お問い合わせ先

TEL 03-3501-6280(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-221-4922(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

TEL 092-482-5448(直)

各種融資制度の情報は？

このほかにもセーフティネット貸付などの各融資制度がございます。
下記の金融機関のHPもご覧ください。

株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.co.jp/>

沖縄振興開発金融公庫

<http://www.okinawakouko.go.jp/>

産業廃棄物の排出・処理状況について

1. 調査方法

(1) 調査対象

- ①調査対象 47都道府県
- ②対象業種 「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）／総務省」をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類16業種
- ③対象廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物19種類

(2) データの集計、解析

都道府県から環境省に報告されたデータをもとに集計した。調査年度や未調査業種等について産業活動指標を用いて補正した。

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物の排出状況

①全国総排出量

全国の産業廃棄物の総排出量の推移を図1-1に示す。平成19年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1,900万トンであり、前回の調査（平成18年度調査）結果からは約100万トン増加した。

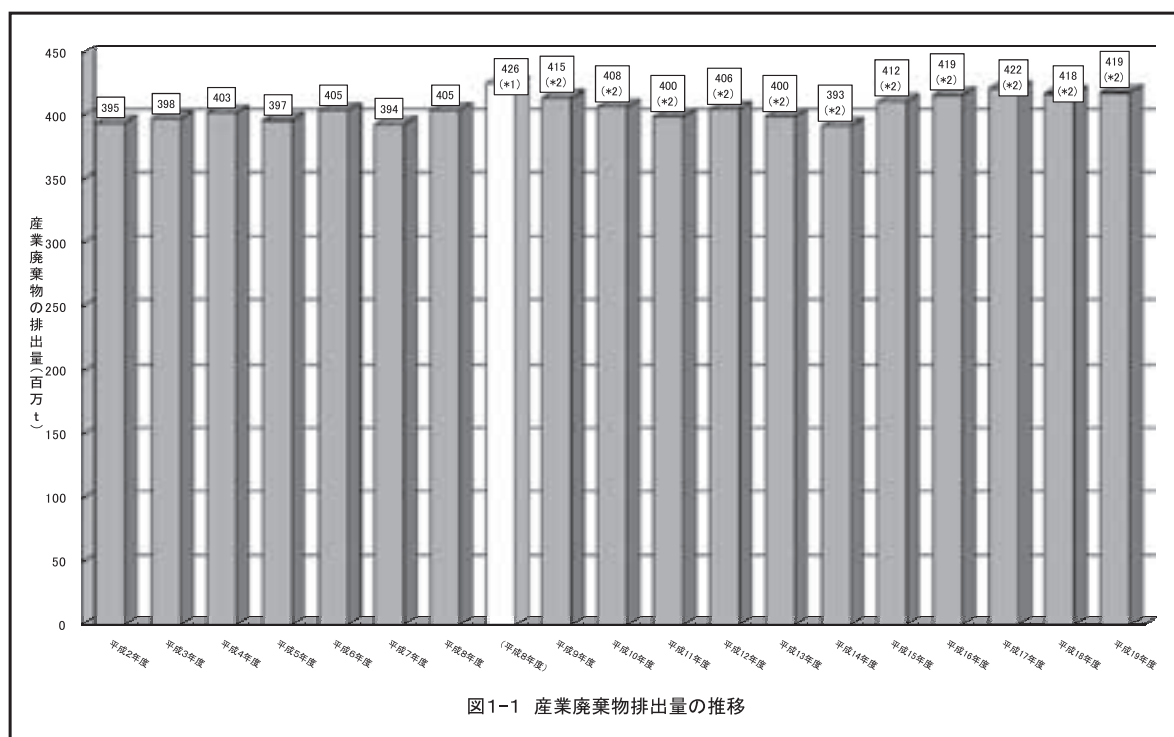


図1-1 産業廃棄物排出量の推移

- (*1) ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）における平成8年度の排出量を示す。
- (*2) 平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出条件を用いて算出している。

②業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量を図1-2及び表1-1に示す。調査の結果、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む）からの排出量が最も多く、約9,581万トン（全体の約22.8%）であり、次いで、農業が約8,781万トン（同約20.9%）、建設業が約7,725万トン（同約18.4%）、鉄鋼業が約3,827万トン（同約9.1%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が約3,548万トン（同8.5%）、化学工業が約1,758万トン（同4.2%）であった。

これら6業種からの排出量が全体の約8割を占めており、前回の調査結果と同様の傾向を示している。

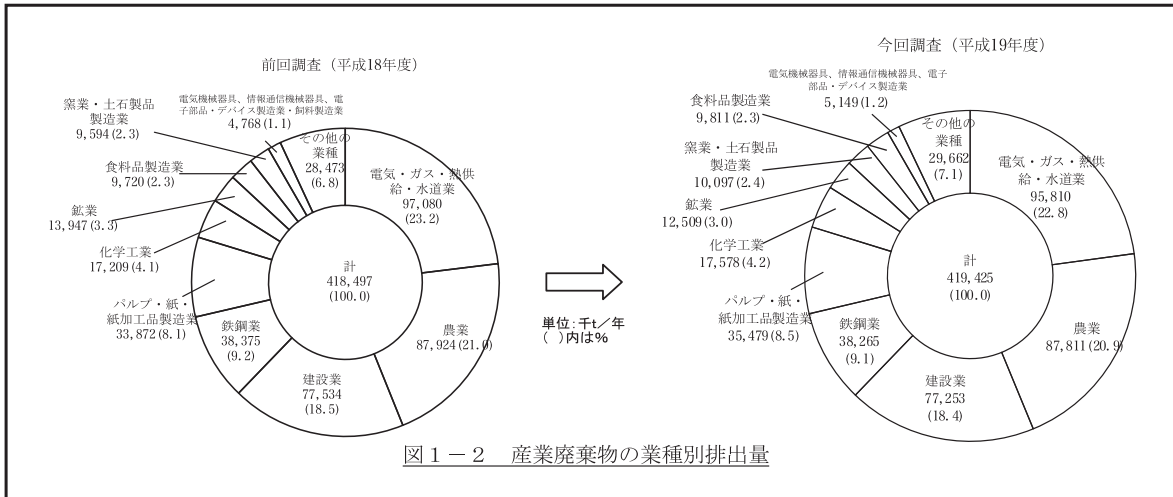


図1-2 産業廃棄物の業種別排出量

③種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量を図1-3及び表1-2に示す。調査の結果、汚泥の排出量が最も多く、約1億8,531万トン（全体の44.2%）であり、次いで、動物のふん尿が約8,748万トン（同20.9%）、がれき類が約6,090万トン（同14.5%）であった。

これら3種類からの排出量が全排出量の約8割を占めており、前回の調査結果と同様の傾向を示している。

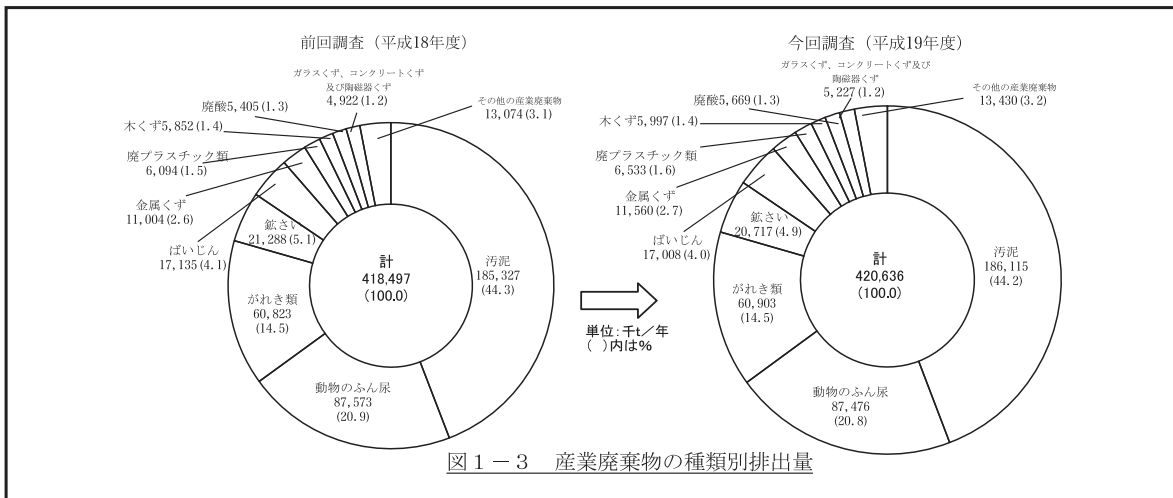


図1-3 産業廃棄物の種類別排出量

④地域別排出量

産業廃棄物の地域別排出量を図1-4に示す。調査の結果、関東地域の排出量が最も多く、約1億1,455万トン（全体の27.3%）であり、次いで、中部地域の約6,526万トン（同15.6%）、近畿地域の約6,083万トン（同14.5%）、九州地域の約5,480万トン（同13.1%）の順になっており、前回の調査結果と同様の傾向を示している。

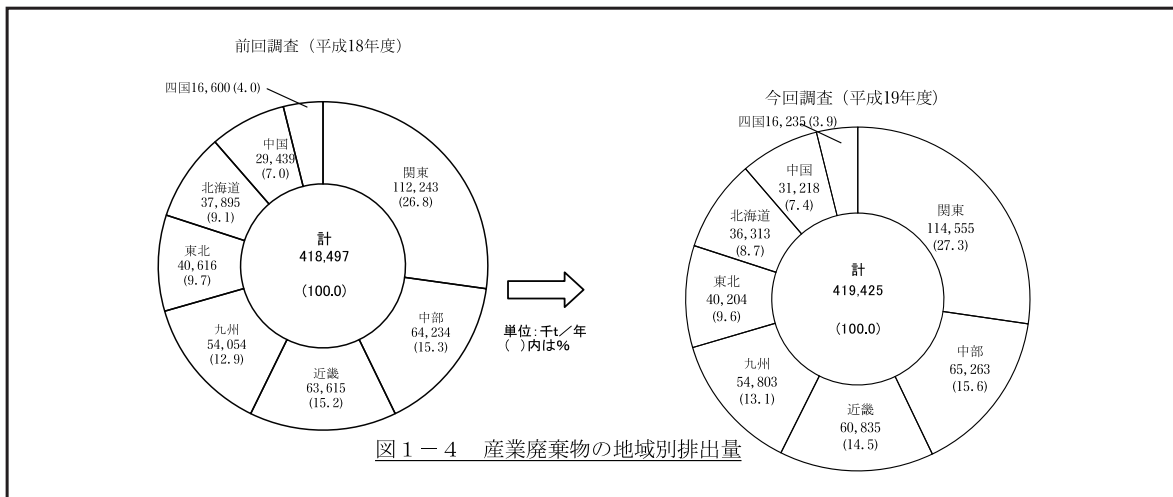


図1-4 産業廃棄物の地域別排出量

* 都道府県単位の合計値と全国値が一致しない項目（動物のふん尿等）があるため、地域別排出量の合算値と全国値は異なる。

* 各地域に属する都道府県は次のとおり。

- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

表1-1 産業廃棄物の業種別排出量

業 種	平成18年度		平成19年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農 業	87,924	21	87,811	20.9
林 業	0	0	0	0
漁 業	21	0	25	0
鉱 業	13,947	3.3	12,509	3
建 設 業	77,534	18.5	77,253	18.4
製 造 業	137,338	32.7	141,613	33.8
食 料 品 製 造 業	9,720	2.3	9,811	2.3
飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	3,147	0.8	3,168	0.8
織 維 工 業	823	0.2	766	0.2
衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品	111	0	115	0
木 材 ・ 木 製 品	1,458	0.3	1,405	0.3
家 具 ・ 装 備 品	252	0.1	320	0.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	33,872	8.1	35,479	8.5
印 刷 ・ 同 関 連	980	0.2	960	0.2
化 学 工 業	17,209	4.1	17,578	4.2
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	1,802	0.4	1,572	0.4
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	1,277	0.3	1,297	0.3
ゴ ム 製 品	329	0.1	394	0.1
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	63	0	58	0
窯 業 ・ 土 石 製 品	9,594	2.3	10,097	2.4
鉄 鋼 業	38,375	9.1	38,265	9.1
非 鉄 金 属	4,124	1	4,891	1.2
金 属 製 品	3,487	0.8	3,576	0.9
一 般 機 械 器 具	1,848	0.4	2,172	0.5
電 気 機 械 器 具、情 報 通 信 機 械 器 具、 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	4,768	1.1	5,149	1.2
輸 送 用 機 械 器 具	3,506	0.8	3,911	0.9
精 密 機 械 器 具	194	0	263	0.1
そ の 他	397	0.1	366	0.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	97,080	23.1	95,810	22.8
情 報 通 信 業、運 輸 業	889	0.2	697	0.2
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1,671	0.4	1,683	0.4
医 療 ・ 福 祉	237	0.1	249	0.1
教 育、学 習 支 援 業、複 合 サ ー ビ ス 業、 サ ー ビ ス 業	1,739	0.4	1,744	0.4
公 務	29	0	30	0
合 計	418,497	99.8	419,425	100

* 各業種の産業廃棄物排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

* 日本標準産業分類の改訂に伴い、旧産業分類と相違する業種区分については産業活動指標等から当該業種の排出量を推計した。

表 1 - 2 産業廃棄物の種類別排出量

種 類	平成18年度		平成19年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃 え 殻	1,969	0.5	2,028	0.5
汚 泥	185,327	44.2	185,305	44.2
廃 油	3,406	0.8	3,610	0.9
廃 酸	5,405	1.3	5,662	1.3
廃 ア ル カ リ	2,561	0.6	2,777	0.7
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	6,094	1.5	6,428	1.5
紙 く ず	1,664	0.4	1,466	0.3
木 く ず	5,852	1.4	5,971	1.4
織 維 く ず	80	0.0	75	0.0
動 植 物 性 残 さ	3,008	0.7	3,066	0.7
動 物 系 固 形 不 要 物	104	0.0	78	0.0
ゴ ム く ず	48	0.0	62	0.0
金 属 く ず	11,004	2.6	11,461	2.7
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	4,922	1.2	5,183	1.2
鋳 さ い	21,288	5.1	20,715	4.9
が れ き 類	60,823	14.5	60,900	14.5
動 物 の ふ ん 尿	87,573	20.9	87,476	20.9
動 物 の 死 体	234	0.1	197	0.0
ば い じ ん	17,135	4.1	16,964	4.0
合 計	418,497	99.8	419,425	100.0

* 各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(2) 産業廃棄物の処理状況

①処理フロー

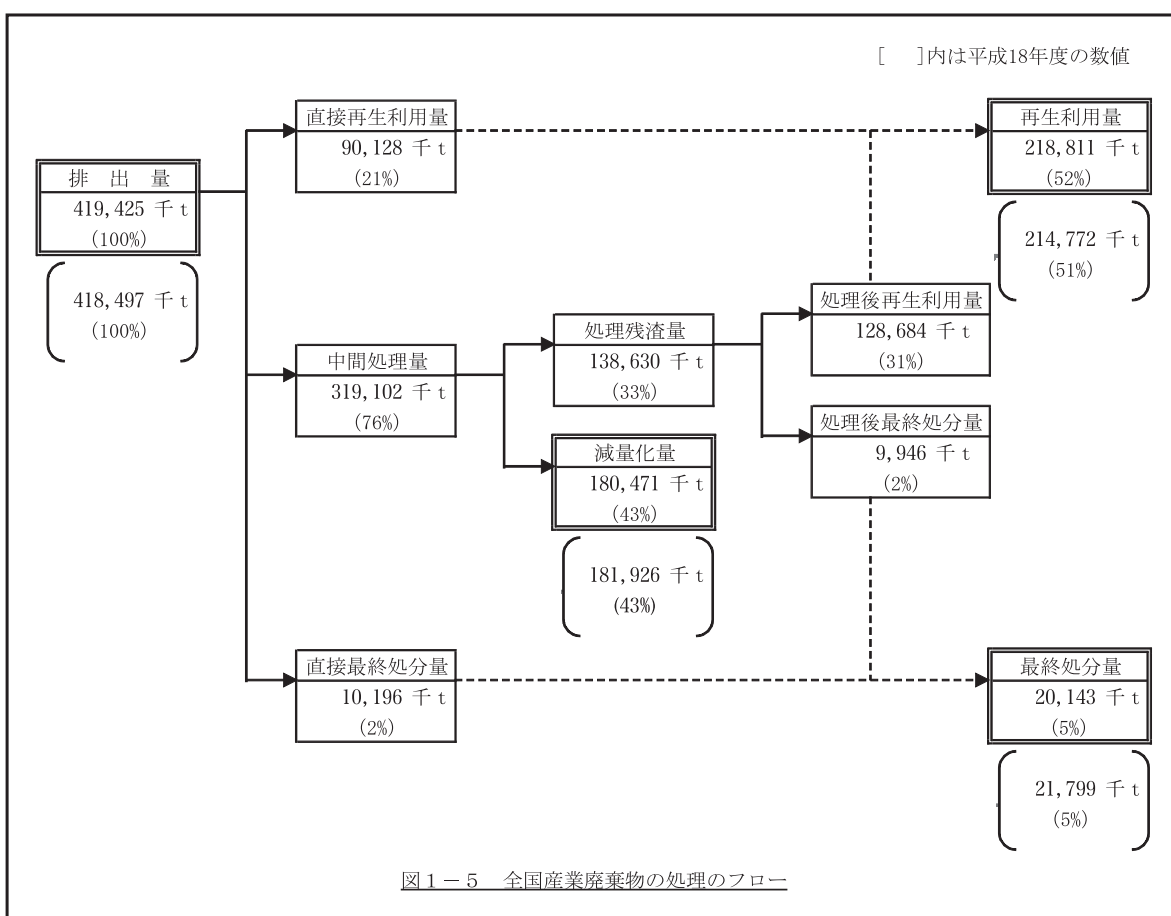
産業廃棄物の処理フローを図1-5に示す。

総排出量約4億1,943万トンのうち、中間処理されたものは約3億1,910万トン(全体の76%)、直接再生利用されたものは約9,013万トン(同21%)、直接最終処分されたものは約1,020万トン(同2%)であった。

中間処理された産業廃棄物については、約1億8,047万トン分が減量化され、約1億2,868万トンが再生利用され、約995万トンが最終処分された。

全体としては、排出された産業廃棄物全体の52%にあたる2億1,881万トンが再生利用され、5%にあたる2,014万トンが最終処分された。

前回の調査結果と比較すると、再生利用率が1ポイント上昇し、減量化率、最終処分率は1ポイント未満減少した。



* 各項目量は、四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。

②総排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移

産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図1-6に示す。再生利用量はわずかに増加に転じ、最終処分量の減少傾向が維持されている。

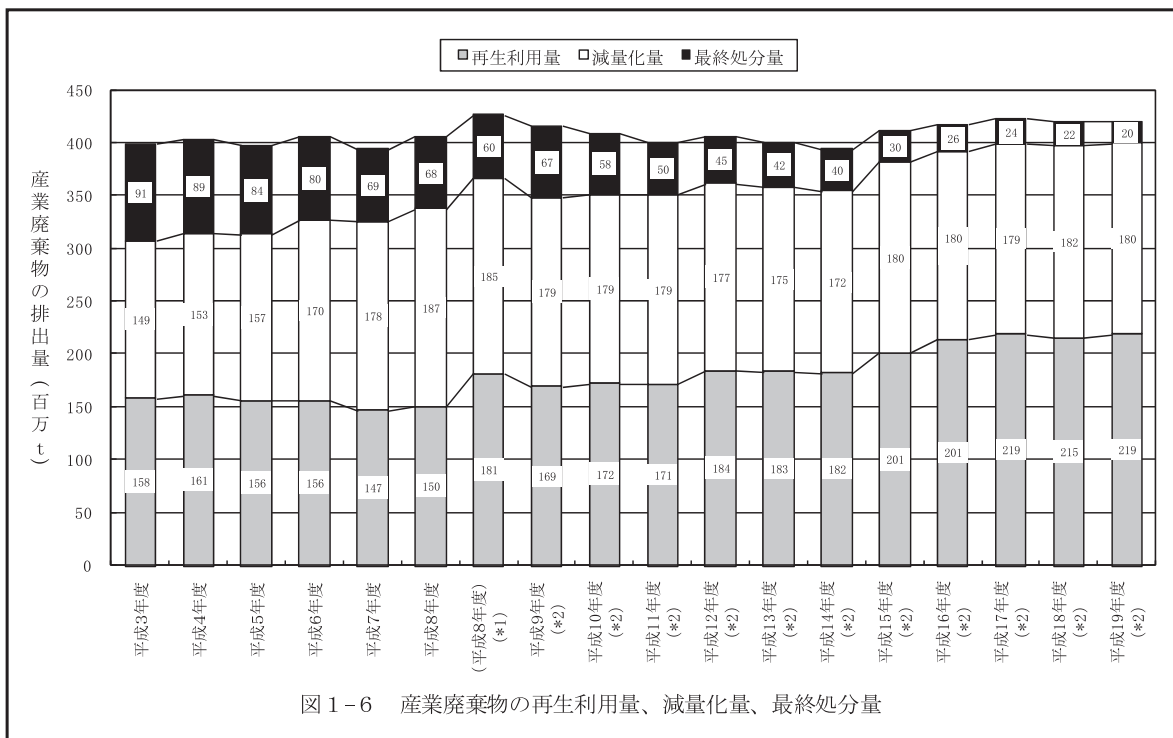


図1-6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

*1 「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月28日政府決定)における平成8年度の数値を示す。

*2 平成9年度以降の排出量は *1と同様の算出方法を用いて算出している。

③産業廃棄物の種類別の処理状況

産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率及び最終処分率を図1-7に示す。

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿(96%)、がれき類(95%)、金属くず(92%)、鋳さい(91%)等であり、逆に再生利用率が低いものは、污泥(9%)、廃アルカリ(23%)、廃酸(29%)等であった。

最終処分の比率が低い産業廃棄物は、動物のふん尿(0.04%)、廃酸・動植物性残さ(いずれも2%)、污泥・がれき類(いずれも4%)、金属くず・廃アルカリ(いずれも5%)、木くず・廃油・動物系固形不要物(いずれも6%)、紙くず(8%)等であり、逆に最終処分の比率が高い廃棄物は、動物の死体(36%)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・ゴムくず(いずれも32%)、廃プラスチック類(28%)、燃え殻(22%)等であった。

前回の調査結果と比較して最終処分量が大きく減少した産業廃棄物は、動物のふん尿(△106万トン)、がれき類(△62万トン)、鋳さい(△25万トン)、廃酸(△13万トン)であった(表1-3参照)。また、最終処分量が大きく増加した産業廃棄物は、污泥(57万トン)、廃油(10万トン)であった。

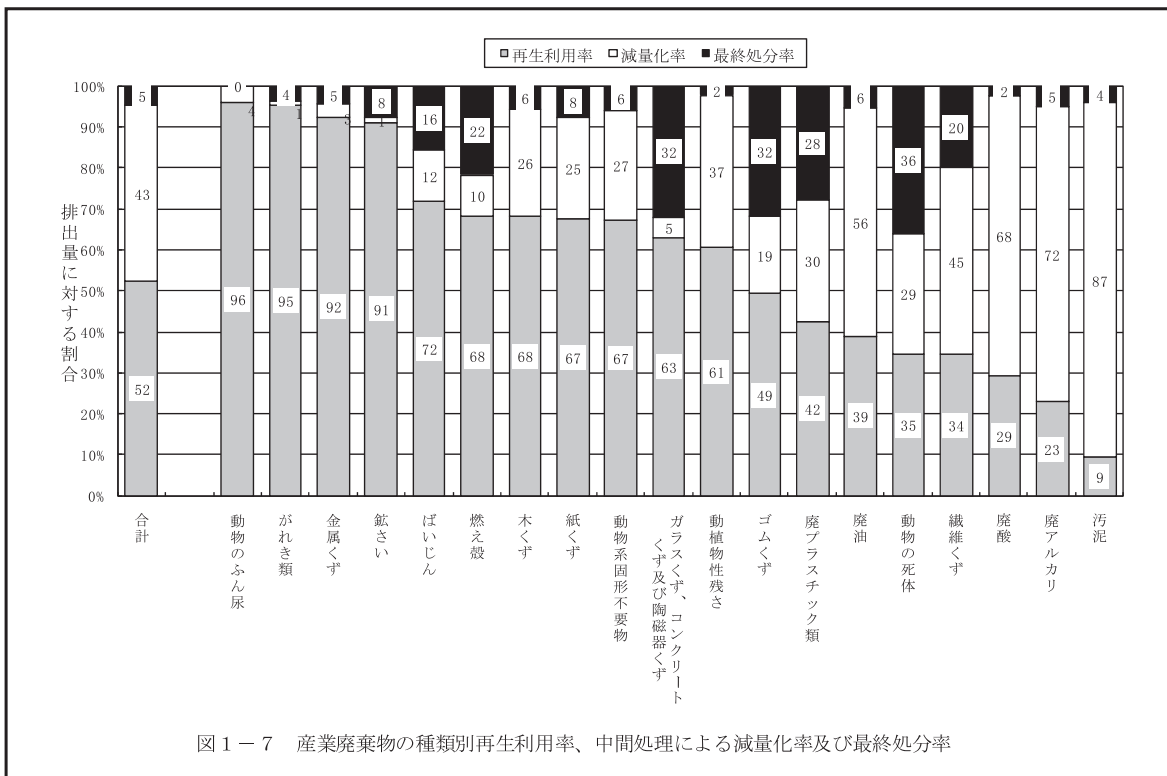


表1-3 産業廃棄物の種類別の再生利用量及び最終処分量

種類	再生利用量 (千 t)		最終処分量 (千 t)	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
燃え殻	1,303	1,385	404	442
汚泥	16,023	17,076	7,373	7,887
廃油	1,260	1,403	100	202
廃酸	1,550	1,655	270	139
廃アルカリ	565	633	207	143
廃プラスチック類	2,370	2,730	1,816	1,789
紙くず	1,008	989	114	113
木くず	3,769	4,075	423	350
繊維くず	24	26	19	15
動植物性残さ	1,630	1,857	99	71
動物系固形不要物	52	53	6	5
ゴムくず	21	31	18	20
金属くず	10,279	10,586	551	526
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3,039	3,259	1,685	1,663
鋳さい	19,177	18,856	1,886	1,636
がれき類	57,515	57,958	2,971	2,350
動物のふん尿※	82,981	83,990	1,093	36
動物の死体	151	68	29	71
ばいじん	12,055	12,181	2,735	2,686

※動物のふん尿の最終処分量については、平成19年度実績より処理実態を踏まえて推計方法を見直した。

O S K 通 信
O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成21年11月～平成22年2月）の概要を紹介します。

エコフェスタ in EXPO PARK

期 間：平成21年11月7日(土)～8日(金)
場 所：万博記念公園（自然文化園）
主 催：独立行政法人日本万国博覧会記念機構・産経新聞社
共 催：大阪府・吹田市・大阪府リサイクル社会推進会議
後 援：環境省近畿地方環境事務所
来場者数：9,327人(7日)・12,899人(8日)



なにわサンパイ塾

日 時：第1回 平成21年11月20日(金)14時00分
第2回 平成22年2月26日(金)14時00分
場 所：第1回 社団法人大阪府産業廃棄物協会(会議室)

第2回 社団法人大阪府産業廃棄物協会(会議室)

参加者数：第1回 17名
第2回 22名

形 式：第1回 質疑応答
第2回 質疑応答

内 容：後述

進 行：第1回 田中公治(組織広報委員)、國中雅之(組織広報委員)、高田実佐大(組織広報委員)、片淵則人(組織広報委員)、田中千議(事務局事業主任)、辻岡昌子(事務局調査担当)

第2回 田中公治(組織広報委員)、國中雅之(組織広報委員)、高田実佐大(組織広報委員)、片淵則人(組織広報委員)、福原睦美(事務局総務主任)、内海浩子(事務局業務担当)



共生の森・SAKAIクールダム

日 時：平成21年11月22日(日) 10時30分

場 所：堺第7-3区(共生の森)

参加者数：31名

**社団法人全国産業廃棄物連合会
近畿地域協議会事務局職員研修会**

期 間：平成21年11月27日(金)～28日(土)

場 所：和歌山マリーナシティ
わかやま館(大会議室)

講 師：和歌山市衛生研究所長 森野吉晴

内 容：新型インフルエンザに関する企業対応等
について

参加者数：26名

建設リサイクルに関する意見交換会

日 時：平成21年12月7日(月) 13時00分

場 所：大阪合同庁舎1号館第一別館3階

(第3会議室)

実施主体：近畿地方整備局(企画部・河川部・道路
部・営繕部・建政部)

参画者：浜野廣美(副会長)

内 容：各府県における産業廃棄物を取りまく現
状について

平成20年度の意見交換内容について

現場分別推進のための「現場分別基準
(案)」について

近畿地域としての「建設リサイクル表彰
制度(案)」について

その他

平成21年度年末研修会

日 時：平成21年12月11日(金) 14時00分

場 所：スイスホテル南海大阪8階(浪華の間)

内 容：行政講演

どうなってるの? 廃棄物処理法

講師 東大阪市環境部産業廃棄物対策課
総括主幹 松住雅浩

産業廃棄物処理業に係る労働安全研修

講演 労働災害を起こした時の業務の損
失について

～現地で体感と観察を重視した、
命を守り育てる取り組み～

講師 大幸工業株式会社

代表取締役 浜野廣美

パネルディスカッション

パネラー 株式会社大晃運送

池辺 充

株式会社興徳クリーナー

北口恵章

株式会社植田建設

矢野裕二

コーディネータ

有限会社グリーン戦略研究所
佐々木雅一

OSK 通信

OSK / t s u s h i n

大阪府知事感謝状贈呈式

日 時：平成22年1月25日(月) 10時30分
場 所：大阪府公館（大サロン）



**社団法人全国産業廃棄物連合会
近畿地域協議会**

日 時：平成22年1月29日(金) 14時00分
場 所：奈良ホテル（金剛の間）
参画者：國中賢吉(会長)、田中正敏(副会長)、浜野廣美(副会長)、近道光平(副会長)、白坂悦夫(副会長)、三ッ川卓生(副会長)

**産業廃棄物処理業における
リスクアセスメント推進研修会**

日 時：平成22年2月1日(月) 13時30分
場 所：大阪府私学教育文化会館5階(講堂)
参加者数：67名
内 容：講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
講 師 高島浩司（理事兼危機管理副委員長）

講義2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて
講 師 有限会社グリーン戦略研究所代表 佐々木雅一
演 習 リスクアセスメントの体験
演習指導 佐々木雅一
演習補助 高島浩司、國中賢一（危機管理委員）、樋口かのこ（危機管理委員）、矢野裕二（危機管理委員）



社団法人全国産業廃棄物連合会 正会員事務局責任者会議

日 時：平成22年2月5日(金) 13時30分
場 所：アジュール竹芝14階(天平の間)
参画者：田尾利光(事務局長)
内 容：新公益法人への移行状況等について
その他

第7回共生の森づくり植樹祭

日 時：平成22年2月14日(日) 10時00分
場 所：堺第7-3区(共生の森)
主 催：大阪府
受 託：特定非営利活動法人大阪府民環境会議
企画運営：共生の森づくりワークショップ
その他協力団体：魚庭の森づくり協議会
財団法人大阪みどりのトラスト
協会
特定非営利活動法人エコデザイ
ンネットワーク
株式会社近畿大阪銀行
大阪いずみ市民生活協同組合
南海電気鉄道株式会社
株式会社泉州銀行、等

参加者数：529名

植栽面積：4000㎡

植栽樹種及び数：ウバメガシ・クヌギ等20種類
約1万8百本

大阪ATCグリーンエコプラザ 「循環型社会形成セミナー」

日 時：平成22年2月23日(火)
13時30分～16時45分
場 所：大阪ATCグリーンエコプラザ
講 師：田尾利光(事務局長)

関西金属産業協同組合向け研修

日 時：平成22年2月26日(金) 18時00分
場 所：阪急グランドビル26階(11号室)
講 師：龍野浩一(事務局次長)
内 容：収集運搬業者にとって必要な廃棄物処理
法に関する基本知識

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委
員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処
分部会を開催しました。また、社団法人全国産業
廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科
会に参画しました。





クローズアップ

なにわ産廃塾 質問と回答の内容(抜粋)

〔2010年(平成22年)1月1日(金曜日)『週刊/循環経済新聞』(第989号) 第2部25頁〕

①工事現場で発生する雑草や剪定枝等は産廃か?一廃か?

雑草については、法2条4項、令2条の規定による産廃の種類いずれにも該当しないため、たとえ事業活動に伴って排出されたものであっても「産廃以外の廃棄物」すなわち一廃に区分されることになる。

剪定枝等については、単に剪定等によって発生した場合にあっては令2条2号の規定により産廃の木くずに該当しない(一廃に区分される)。ただし当該剪定等が建設工事等と一連の作業である場合(工作物の除去に際して現場の樹木が邪魔になったために剪定した場合等)にあっては当該剪定枝等が「建設業に係るもの」となり、令2条2号の規定による産廃の木くずに該当することになる。

②排出事業者側への理解をどう促すか?

大阪市に代表されるように、いわゆる「あわせ産廃」(法11条2項)やそれに準ずる産廃が「純然たる産廃」として厳格に区分される傾向にあるなか、従来、市町村の保有する施設等に引き渡されていた事業系什器類等を産廃処理業者に引き渡さなければならないようになったことによる「排出事業者側の混乱」は実態として存在する。考えてみれば、たとえ「ボールペン1本」といった少量でもそれが事業所から排出されたものであれば産廃に区分され、産廃処理業者との間で委託基準

を充足した契約の締結や管理票の交付・保存等を求められるのだから、心情的には「排出事業者側の混乱」というものを理解できなくもない。その点については、当協会が主催する「廃棄物管理士講習会」等をとおして、さらなる周知を図ってきたい。

③管理票の交付について…

規則8条の20(1号)の規定により、原則として管理票は産廃の種類ごとに交付しなければならないこととなっている。ただし「平成13年3月23日環産116号」によれば「複数の産廃が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合にあっては、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと」としている。具体的にはシュレッダーダスト、建設混合廃棄物、油泥、廃電気機械器具等が、これに該当する。

④ドラム缶等の扱いは?

ドラム缶を「運搬容器」として利用している(内容物の処分後、排出事業者や収集運搬業者に返却している)のであれば、当該ドラム缶は廃棄物と判断されないが、運搬先の施設において(内容物だけでなく)ドラム缶ごと処分するということになれば、当該ドラム缶も廃棄物と判断するのが適当である。

⑤専ら物について…

機密書類を溶解し、再生する場合、当該機密書類は「専ら再生利用の目的となる廃棄物」と見なされる。一般に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」のみの処理を委託する場合にあっては、①受託者は産廃処理業の許可を要しない（法14条1項、同6項）、②受託者との間に産廃処理委託契約を締結することは必要、③受託者に対して管理票の交付を要しない（規則8条の19 [3号]）、となる。

⑥保存義務の対象となる管理票の写し等を紛失した場合は？

そもそも廃掃法では、管理票の写し等を紛失することを想定していないため、紛失した場合の対処法として「最善の策」はない。厳密に言えば、紛失した時点で「管理票（写し）保存義務違反」（法29条7号）が適用される。ただ紛失が発覚したにもかかわらず、何も策を講じないというのは、さらに問題だろう。この場合、「次善の策」として紛失した管理票の写し等と同じ情報量の管理票の写し等を他者（交付先、回付先、送付先）から複写させてもらい、それを保存すること（そこには、紛失したため、複写したもので代替する旨を記載しておくこと）が適当であると考えられる。

なお紛失したことを悪用し、新たに管理票を作成すると「虚偽の管理票の交付」（法29条8号）と見なされる可能性があるため注意すべきである。

【参考】同じ情報量の管理票の写し等

- B 1 票／収集運搬業者控え分 ・ ・ ・
B 2 票／排出事業者保存分
- C 2 票／収集運搬業者保存分 ・ ・ ・
D 票／排出事業者保存分
- C 1 票／処 分業者保存分 ・ ・ ・
E 票／排出事業者保存分

⑦管理票の内容を訂正してもよい？

管理票に誤った内容を記載してしまった場合、これを訂正することは差し支えない。問題は「誰が訂正すべきか」という点であるが、法令上、誤った内容の部分（記載項目）に本来記載すべき立場の者が訂正すべきである（たとえば「運搬終了年月日」を訂正するのであれば、収集運搬業者が訂正すべきである）。また訂正に際しては、複写されているすべての管理票の写しを訂正しなければならないことにも留意する必要がある。

⑧処理が完了していない時点で管理票の写しを送付することは違法か？

「管理票の写しをまとめて送付したい」等の理由により、たとえば中間処理がまだ完了していないにもかかわらず、完了したことにしてその日を「処分終了年月日」に記載するあるいは完了予定日を「処分終了年月日」にあらかじめ記載しておくなどして、D票を排出事業者へ送付してしまう事例があるが、これらは法12条の4（2項、3項）に抵触する（法29条9号が適用される）。他県では、本条を根拠として摘発されているケースもあるようだ。

以 上

OSK 通信

OSK / tsushin

クローズアップ

2

(社)全国産業廃棄物 連合会青年部

CO₂ マイナスプロジェクト「電動バイク」

昨年11月によりスタートしました全国産業廃棄物連合会主体のCO₂マイナスプロジェクトもエントリー企業が800社を超え、今現在もエントリー企業が着実に増え、全国的に本プロジェクトへの関心が高まってきております。

本プロジェクトの啓蒙活動の一環であります、「電動バイク全国キャラバン」が昨年のプロジェクト開始と同時に神奈川県よりスタートしております。この企画は約一年をかけて日本全国47都道府県を電動バイクで巡るといふ壮大な企画です。

まず1月7日に和歌山県青年部より岸和田城前にて引き継ぎました電動バイクは、同月13日に新

年の関係行政挨拶周りの際に皆の前で初披露されました。その後、16日に大阪市内のひっかけ橋(戎橋)にて「グリコ」の看板をバックに大阪府青年部と記念撮影を撮りました。次の目的地の京都府へは1月18日に受け渡しが完了しました。今後は、残り38都道府県制覇に向けて電動バイクは元気に日本中を駆け巡る予定です。

～以下、青年部3代目会長の加藤宣行氏の

説明および概要添付～

私がこの度、社団法人全国産業廃棄物連合会青年部協議会の第3代会長に就任したことをきっかけに、来る平成22年11月23日に行われる青年部協議会第7回全国大会(於:横浜)のメイン事業として、『CO₂マイナスプロジェクト』を企画実施する運びとなりました。地球温暖化が進む中、低炭素社会の構築は国を挙げてのテーマであることは言うまでもありません。製造業を含む動脈産業はエコポイント等、国の税金を活用した販売促進の協力を活用し、経済の発展を進めながら温暖化対策を進めるといふ動きを実現しております。それに比べ私たち廃棄物を運搬・処理する静脈産業は今ひとつ国の支援をもらえていない状況に



あります。この違いは何なのでしょう？それは、私たちの業界がきちんと国や世の中に役に立つという実績作りが、他の業界と比較した場合足りないことが原因の一つではないのでしょうか？そこで、今回私たちは社会貢献をきちんと行い、それを「見える化」してみようと考えた結果、このプロジェクトを企画し推進する運びとなったわけがあります。プロジェクトの概要については、以下のとおりです。

【本プロジェクトの趣旨】

全国産業廃棄物連合会の重点取り組み事項の一つである「地球温暖化対策のための環境自主行動計画の推進」に則り、「地球温暖化対策事例集」及び「温室ガス削減支援ツール」等を活用し、業界全体として社会貢献を行う。

【目的】

環境を守り、産業を支える全国産業廃棄物連合会の理念と地球温暖化防止のための自主行動計画に則り具体的な一歩を踏み出すプロジェクトの推進

【実施概要】

全産廃連会員企業各社がこの企画にエントリーし、CO₂の削減効果がある具体的手法を会員が選択(複数可)していきます。これはCO₂の削減量を競い合うものではなく、本企画に参加する率が高

い地区や、CO₂削減のための優良事業を最終的に評価し、青年部協議会第7回全国大会において報告、表彰します。

【表彰項目】

1. エントリー率部門
参加率の高いブロックや都道府県を表彰します。
2. 優良取り組み部門
比較的削減量の多かった取組みの中から、優良と思われる取組みを表彰します。
3. エコアイデア部門
社会貢献度が高い取組みや、地域でのユニークな取組み、省エネアイデア等を表彰します。
4. 生活部門
身近な環境保全活動を表彰します。
5. 共同削減部門
排出事業者をはじめ、会社関係者との共同プロジェクトによりCO₂削減につながるような取組みを表彰します。

【エントリー期間】

2009年9月末から2010年3月末まで

【測定対象期間】

2007年11月(全国産業廃棄物連合会環境自主行動企画策定月)から2010年9月末日までに実施された事業

〈協会会員の皆様、まずはエントリーして下さい。〉

【エントリー方法】

CO₂マイナスプロジェクトホームページ

www.co2-project.jpから入力してください。

私たちが今100年に一度と言われる不況の中、何をすればいいのか？答えがあるわけではありませんが、まず、将来の地球環境を良くしていくことに関しては、誰も反対はあり得ません。今まで同業者間における情報交換を主として行ってきた

会員同士が、もう一歩踏み出して社会貢献をし、具体的に国や世の中にアピールすることが出来れば、何時か必ず我々業界にも真の期待が生まれるはずであると信じております。そのためにも是非とも他人ごとではなく、自社で取組まれ参画して頂けるよう心よりお願い申し上げます。

以上

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 リヴァックス		
住所	兵庫県西宮市鳴尾浜2-1-16		
代表者名	赤澤 健一	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	38名	会社設立日	昭和49年3月26日
URL	http://www.revacs.com/		

I N T E R V I E W



代表取締役社長

赤澤 健一

インタビュー

Q

本日は、お忙しい中有難うございます。
まずは事業内容についてお聞かせ下さい。

赤澤：当社は兵庫県西宮市で中間処理と収集運搬を行っています。中間処理では破砕と有機性廃棄物の乾燥の施設があり、それぞれの処理能力は50トン/日と90.9m³/日です。

乾燥処理で出来るバイオマス燃料は、兵庫県が推進している「ひょうごバイオマスecoモデル」の第35号に認定していただきました。また、企業が社会とともに共存していく活動にも力を入れています。

排出事業者であるお客様や地域社会の方々に信頼を得るために、情報開示を積極的にしています。例えば、施設内がいつでも見られるウェブカメラの設置やCSR報告書の発行などです。更に食品業界のお客様とともに食育や農について考える場を持つために、NPO法人の運営する農地にスポンサーとして協力し、当社でもイベントを開催しています。



Q2

最近、会社名を変えられたそうですが、
新社名への思いをお聞かせ下さい。

赤澤：2009年の10月に『大栄サービス』から『REVACS(リヴァックス)』へ社名を変えました。新社名の『REVACS』は、私たちの目指すべき姿の頭文字などで構成されています。

最初に、“RE”です。これは、言うまでもなく、私たちが属する業界を象徴するReduce、Reuse、Recycle等を表す“RE”でもありますが、それに加えて、当社は、Resource、Reverse、Restructureをキーワードにして、お客様のニーズから新たな事業機会を見出し、枠組みを超えて再構築、事業化する取り組みを目指しています。ここにも“RE”があります。

“RE”の中に含まれていますが、“E”単体にも意味があります。当社の現在の事業方針は、Equity（公明正大）なEnterprise（事業）で、Economic（経済的）でEcology（環境配慮）なEnergy（エネルギー・活力）を社会に供給することです。

そして、その結果として、社会やお客様が感じるValue（価値）をMax（最大化）にして、その活動を通じてCommunity（社会）とCustomer（お客様）にSatisfaction（満足）を提供し続ける存在でありたいと考えたのです。

はじめにお話ししたRE、そして、ValueのVA、Community及びCustomer SatisfactionのCS(X)の組み合わせで「REVACS」としました。



Q2-2

ロゴマークも変わりましたね。
ロゴマークにも何か意味があるのでしょうか？

赤澤：このロゴマークは、REVACSの頭文字、『R』が5つ繋がっているのです。これは、連鎖する様子でリサイクルビジネスや持続可能な社会の構築を表現しています。また、全体の星の形は、胸を張って歩く人にも見えます。このエネルギッシュな人物像は、企業自体であり、パートナーであり、お客様でもあります。躍動するパートナーが、『Re』事業によって資源を社会に供給する企業姿勢をデザイン化しました。

因みに、当社では「従業員」という表現をやめて、当社のお客様のために働くすべての関係者を「パートナー」と呼んでいます。

I
N
T
E
R
V
I
E
W

INTERVIEW

Q3

社長がこの業界に入られた頃と今では、業界の雰囲気などは随分変わったと思いますが、特にどのようなときに感じますか？

赤澤：私が業界に入った二十数年前に比べて、(個人的な感想で申しわけありませんが、) 当時は裏方の事業とでも言うのでしょうか、仕事さえこなしていれば良い、目立つことはしないほうが良いと言うような感じだったと思います。それでもちゃんと成り立っていた。所謂“作業が事業になっていた”と言うような感じでしょうか。それが現在では社会の重要なファクターの一つとなり、お客様を含む社会からの期待と社会への責任が非常に大きくなったと感じています。そう言った意味では“作業=事業”から“作業<事業”と言う認識を持って事業運営に当たらなければならないといけないと思います。昨今の外部事業環境やお客様との会話などでそういったことを強く感じますね。



Q4

お忙しいこととは思いますが、休日はどのようにお過ごしですか？

赤澤：一日中寝ています(笑) 正確には家族と一緒にいることを心がけています。ウィークデーは時間が思うように取れないので、休日は出来るだけ食事や会話の時間をとるように心がけています。その他には年に数回程度ですが、友人が主宰するNPO法人のイベントをボランティアで手伝いに行ったりしています。そういう活動はただ楽しいばかりでなく、子供や市民との交流で気づかされること、学ばせてもらうこともたくさんありますね。思わぬ事業のヒントや地域社会と如何に関わるかという私たち(事業者)のあるべき姿についての“気づき”や“学び”に繋がることもあります。





Q5

最後に、処理業界に望むことや、社長の夢などお聞かせいただけますでしょうか？

赤澤：業界に望むことや夢と言うような大げさなモノは持っていません。私が受け持つ仕事を粛々と進めるだけです(笑)。ただ、法制度等が過去に改正を重ねた結果、当業界も動脈側にあるような普通の業界になってきたように感じています。更に経済環境の影響を受けるようになってきた、所謂不景気になれば経営が苦しくなると言ったことや外部事業環境の変化が断然早くなっている感がありますね。しかし地球環境の物理的制約は当業界の事業機会になって行くというような感じを受け取っていますので、外部事業環境の変化と共にそれらを機会として積極的に取り込んで、パートナーやお客様に貢献できる事業づくりに取り組んで行ければ良いと思っています。

INTERVIEW

わが社のホープ！

(頑張っている若手従業員の紹介)

氏名	秦 和 真
役職	営業
自己紹介 ※主な業務内容を中心に	<p>こんにちは！リヴァックスの秦です。</p> <p>社内では営業部の新規チームで仕事をしています。お客様に対し、産業廃棄物全般に関する情報の発信や問題の提起、問題解決に向けた提案を行っております。</p> <p>そして、お客様からのご要望に応えるため、日々取り組んでいます。</p>





編集後記

私が学生の頃、今から二十数年前になると思いますが「製造業に関して、日本が一番！日本の本当の強みは物作りだよ」と学校で教えられたものでした。

海外の家電製品売り場の映像を見ている、日本のメーカーの製品が大部分を占めている光景や、アメリカで日本の自動車が売れすぎて、日本車がハンマーでポコポコに叩かれている姿を見て「日本の電気製品や自動車って本当に競争力があるんだな～」って感じたものでした。

日本メーカーが一番と信じている間に、気がつけばパソコン関係は台湾メーカーやアメリカの会社の製品に押され、薄型テレビは国内では日本メーカーばかりですが、世界では韓国メーカー、携帯電話はフィンランドや韓国メーカーが圧倒的なシェアを占めているとの話を聞きます。自動車はまだまだ大丈夫と思っていましたが、実情は良く分かりませんが、昨今のリコール続きで日本車は大丈夫なのか心配が増すばかりです。

最近のニュースを見ていると、日本の強みが一つまた一つと失われているように感じる事が多く気が滅入ってしまうことが多いですが、いつかは景気の良い世の中がやってくると信じて頑張るしかないですね。

事務局 T



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.40

クリーンライフ

第40号



平成22年3月10日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悦夫

